

特別徴収税額通知データ受取方法変更届出書

				※前橋市 処理欄								
令和__年__月__日 提出 (宛先) 前橋市長	(特別 給与徴 収義務 者)	所在地 (住所)	〒 -		特別徴収義務者 指 定 番 号						※前橋市の指定 番号は7桁です	
		フリガナ				担当者 連絡先	eLTAX 利用者ID					
		名称 (氏名)					係					
		代表者の 職氏名					氏名					
				電話								

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください。
特別徴収税額 通知受取方法	<input type="checkbox"/> 電子データ (正本) <input type="checkbox"/> 電子データ (副本) <input type="checkbox"/> 書面	<input type="checkbox"/> 電子データ (正本) <input type="checkbox"/> 電子データ (副本) <input type="checkbox"/> 書面
通知先 メールアドレス		

【注意事項】

- eLTAXで給与支払報告書提出時に指定した「特別徴収税額通知受取方法」「通知先メールアドレス」を変更する場合、この届出書を提出してください。
- 「電子データ(正本)」を選択した場合、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)は電子署名付きの電子データのみ送信し、書面による通知書は送付しません。
- 「電子データ(副本)」を選択した場合、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)は書面による通知書の発送と併せて、電子署名のない電子データを送信します。
- 「書面」を選択した場合、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)は書面による通知書のみ送付し、電子データは送信しません。
- 年度当初の特別徴収税額決定通知(毎年度5月中旬頃発送予定)の受取方法を変更したい場合は、4月15日(休日の場合は翌開庁日)までに提出してください。
- 各月の特別徴収税額変更通知(毎月15日頃発送予定)の受取方法を変更したい場合は、前月の25日(休日の場合は翌開庁日)までに提出してください。
- 納税義務者用の特別徴収税額通知は、いずれの受取方法を選択しても書面で送付します。電子データには対応していませんのでご注意ください。

【提出先】
 〒371-8601
 前橋市大手町二丁目12番1号
 前橋市役所 財務部
 市民税課 特別徴収係